

## ミシシippアカミミガメ対策について

### 1 今年度実施の事業について

#### (1) 平成 26 年度 生物多様性保全推進支援事業について

本市が実施するミドリガメ対策の取り組みについて、国の交付金事業である生物多様性保全推進支援事業の採択を受けた。事業の推進にあたっては、各主体からの協力を得るため「明石市ミシシippアカミミガメ対策協議会」を設立する。

##### ① 協議会体制

設立要件のひとつである明石市を含む形での協議会を設立し、国からの交付金(205万円)を受け事業を実施する。

##### ◇協議会の構成団体(9 団体)

明石市・エコウイングあかし・いなみのため池ミュージアム運営協議会・日本ウミガメ協議会  
(株)自然回復・和亀保護の会・明石ため池清掃志隊・レッドイヤースライダーズ  
特定非営利活動法人 ピーす

##### ② 事業内容

- ・防除調査の実施(交付金受領後～11月：瀬戸川及び流域のため池5箇所)
- ・市が実施する啓発活動への協力  
(カメの引き取り協力、カメの利用や研究、いきものフォーラムへの参加など)
- ・市が提案する「(仮称)あかしの生態系を守る条例案」についての意見交換

#### (2) カメダイヤルの設置：5月19日～通年(ミドリガメ引き取りキャンペーン)

ペットとして飼われているミシシippアカミミガメについて、飼い方や引き取りの相談を受け付ける。

#### (3) カメポストの設置：7月7日～7月18日(ミドリガメ引き取りキャンペーンの実施)

市民が自宅で飼えなくなったミシシippアカミミガメについて、市民センター等の拠点で引き取りを行う。

#### (4) あかし いきものフォーラム “市制 95 周年記念事業” (生涯学習センター)

	①フォーラム(子午線ホール)	②いきもの広場(ホワイエ)	③カメツアー(3回程度)
日時	7月25日(金)	7月25日(金)	6月～11月の間
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の取り組みについて(カメ対策、条例等)</li> <li>・パネルディスカッションなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物などの標本展示</li> <li>・活動団体によるワークショップなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除調査の見学</li> <li>・明石の自然の見学</li> </ul>

### 2 その他

今後も国と情報交換を行いながら取り組みを進める。また、近隣自治体へ協力を働きかけるとともに、同様の取り組みを行おうとする自治体との連携を深めていく。

## ミシシippアカミミガメに関する参考資料



◇撮影場所 谷八木川(大久保町谷八木)  
防除調査前の谷八木川にて撮影  
平成 25 年度の調査で 2,019 匹を捕獲。  
現在では、ほぼミシシippアカミミガメを確認しない状況になっている



◇撮影場所 瀬戸川(魚住町西岡)  
現在の瀬戸川の様子  
今年度、生物多様性保全推進事業の交付金を協議会利用し、協議会事業として防除調査を実施予定。



◇撮影場所 西島大池(大久保町西島)  
撮影日時 平成 24 年 7 月  
ため池における試験防除調査の実施前に撮影。  
水面の約 1/3 に広がるハス。



◇撮影場所 同所  
撮影日時 平成 25 年 7 月  
試験防除調査実施の翌年の様子。  
水面全体に広がるハス。



**明石市役所**

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…



〔市民相談課〕TEL918-5050

受付時間／8:55～17:40

(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…



〔消防本部〕TEL921-0119 FAX927-0119

〔夜間休日応急診療所〕TEL937-8499

〔休日歯科急病センター〕TEL918-5664

## 捨てたらアカン!

10/16

～

10/31

## ミドリガメキャンペーン

ミドリガメが大量に繁殖する瀬戸川(9月24日撮影)



市は、美しい環境を次の世代に残すため、さまざまな取り組みを行っています。

現在、市内のため池や河川には、捨てられるなどしたミドリガメ(ミシシippアカミミガメ)が大量繁殖し、生態系に悪影響を及ぼす危険があることから、市では、ご自宅で飼えなくなったミドリガメを引き取るキャンペーンを実施します。

お問い合わせ／環境総務課 (TEL 918-5029)

ボクを捨てる生態系が壊れるんだ



## 生態系を守るため、2つの方法で引き取ります

①カメダイヤル で引き取り

**TEL 078-918-5029**

受付時間:月曜～金曜日(10月16日(水)～31日(木))  
午前8時30分～午後5時(環境総務課)

カメポストまでミドリガメを持参できない人の自宅へ、ミドリガメを引き取りに伺います。電話で日時をご相談ください。

※イシガメ、クサガメなど  
他のカメは引き取りの対象外です。

②カメポスト で引き取り

市内13か所

日程	場所	日程	場所
10月16日(水)	あかねが丘学園(松が丘)	10月24日(木)	上ノ丸会館(上ノ丸)
10月17日(木)	大久保市民センター	10月25日(金)	太寺会館(太寺)
10月18日(金)	天文科学館(人丸町)	10月28日(月)	大蔵会館(大蔵中町)
10月21日(月)	花と緑の学習園(小久保)	10月29日(火)	サンライフ明石(西明石南町)
10月22日(火)	山手台会館(大久保町山手台)	10月30日(水)	二見市民センター
	東二見駅北集会所(二見町東二見)	10月31日(木)	市役所本庁舎(西側)
10月23日(水)	魚住市民センター		

※時間はいずれも午前9時30分～11時  
※上記の日程・場所で職員が引き取ります。

引き取ったミドリガメは「亀樂園」へ

キャンペーンで引き取ったミドリガメは、神戸市立須磨海浜水族園の淡水ガメ研究施設「亀樂園」に移し、同園が研究などに活用していきます。



2面 豊かな環境を残そう  
未来を担う子どもたちのために

市の人口と世帯数

平成25年(2013年)10月1日現在  
※( )内は前月比



合計人口／290,909人(−67人)  
男性／141,159人(−25人) 女性／149,750人(−42人)



世帯総数／119,662世帯(−10世帯)

市域

49.25km<sup>2</sup>

市政情報、市の魅力、緊急情報などをツイッターで発信中!

twitter

アカウント名 @akashi\_kouhou

URL [http://twitter.com/akashi\\_kouhou](http://twitter.com/akashi_kouhou)

名称 明石市広報課 広報課 (TEL918-5001)



## (仮称) あかしの生態系を守る条例の制定について

明石市には、水のつながりを中心とした地域性の豊かな自然が存在するが、近年、ミシシippアカミミガメをはじめとした、様々な外来生物の侵入や定着により、同じ生息・生育環境を持つ在来生物が駆逐され、生態系が崩壊するおそれが指摘されている。

このような中、明石の生物の多様性を保全し生態系を守っていくにあたっては、外来生物による生態系への影響を回避することが重要となるため、標記の市条例を制定する。

### 1 背景

#### (1) 現状

市内のため池や河川では、要注意外来生物であるミシシippアカミミガメが大量に確認されている。特に河口付近では、他の種類のカメが確認できないほどの密度で生息している。

#### (2) これまでの市の取り組み

市では、ミシシippアカミミガメへの対策を平成 23 年度より実施。

平成 23 年度：市内 33 箇所のため池において生息状況の調査を実施。

平成 24 年度：調査結果を基に選定した 5 箇所のため池で、試験的な防除調査の実施及び効果の検証。(744 匹を捕獲)

平成 25 年度：ため池での防除調査の効果が得られたことから、谷八木川及びその流域のため池において防除調査を実施。(2019 匹を捕獲)

自宅で飼えなくなったミシシippアカミミガメの引き取りを実施。

(82 件、145 匹を引き取り)

#### (3) 国の動向

環境省では、今年度「侵略的外来種リスト」の策定を進めており、ミシシippアカミミガメを侵略的外来種として指定する見込である。

また、将来的には特定外来生物への指定も視野に入れた「外来種被害防止行動計画」の審議が行われており、平成 32 年までに、野外に大量遺棄されないような対策を講じた上で、段階的な規制(輸入禁止・販売者への対策等)の導入が検討されている。

## 2 条例に規定する内容

特定外来生物に指定されていない侵略的な外来生物で、明石の生物の多様性に影響を及ぼす可能性のあるものを指定外来種として指定する。

### (1) 基本的な考え方

豊かな生態系を守るためには、外来生物の侵入による生態系への影響を回避することが重要となる。私たちみんなが外来生物についての問題を深く認識し、各主体が連携を図り、自然環境を保全・創造していくため、(仮称)あかしの生態系を守る条例を制定する。

### (2) 条例に規定する主な内容

#### ① 市の責務について

生態系の保護に関する施策や必要な自然環境調査の実施、生態系の保護活動を行う市民・事業者と連携を行うことを規定。

#### ② 事業者(指定外来種の販売、飼養等を業として行う者)の責務について

事業活動が及ぼす影響の回避や購入者に対する説明、市が実施する施策への協力を規定。

#### ③ 市民の責務について

指定外来種を飼育する際の注意点や市が実施する施策への協力を規定。

#### ④ 放逐・植栽等について

指定外来種をみだりに放つこと、植栽することの禁止について規定。

#### ⑤ 罰則について

指定外来種の大量放逐等に対し、その行為の中止や回収について、勧告、命令、罰則について規定。(市民の大量放逐については検討中)

## 3 今後のスケジュール(予定)

- ・パブリックコメントの実施・・・平成26年7月1日～7月31日
- ・市議会へ条例提案・・・・・・・・平成26年9月(9月定例市議会)
- ・条例の施行・・・・・・・・平成26年10月1日(罰則適用開始は平成27年1月)